

～転入・転出されたみなさまへ～  
橋本市長選挙・和歌山県議会議員橋本市選挙区補欠選挙  
(投票日：令和8年3月22日)の投票について

この選挙で投票できるのは、橋本市の選挙人名簿に登録されている方です。

橋本市から県内の他の市町村へ転出された方は、転出の時期によって、県議会議員橋本市選挙区補欠選挙の投票をすることができる場合があります。

ただし、**橋本市長選挙については、転出先が県内の他の市町村であっても投票することができません**のでご注意ください。また、**県外の市町村に転出された方はどちらの選挙も投票することができません**。

橋本市から県内の他の市町村へ転出された方は、橋本市に行かなくても、事前に投票用紙を取り寄せるなど所定の手続を取ることで、新住所地で県議会議員補欠選挙の「不在者投票」ができます。

なお、橋本市から県内の他の市町村へ転出された方が県議会議員補欠選挙の投票をするためには、市町村長が発行する証明書(※)の提示等により、引き続き和歌山県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

※ 証明書とは、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をいい、最寄りの市町村で交付を受けることができます。

ご不明な点がございましたら、橋本市選挙管理委員会又は和歌山県選挙管理委員会におたずねください。

橋本市長選挙、県議会議員橋本市選挙区補欠選挙のどちらも投票できる人

- 平成20年3月23日以前生まれの人
- 令和7年12月14日以前に橋本市に転入し、引き続き居住している人

県議会議員橋本市選挙区補欠選挙のみ投票できる人(※1)

- 平成20年3月23日以前生まれの人
- 橋本市から県内の他の市町村に転出し、引き続き県内に居住している人(※2)
- 転出先の県内の他の市町村において選挙人名簿に登録されていない人

※1 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示等の方法により、引き続き和歌山県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

※2 橋本市の選挙人名簿から抹消されている場合(転出後4か月経過等)は、投票することができません。